

社会福祉法人設立の流れ

1. 社会福祉法人を設立するには？

社会福祉法人を設立するには、所轄庁の認可を受けなければなりません。

(社会福祉法第31条)

所轄庁は、

- ・伊丹市内のみで事業を行おうとする場合は「伊丹市長」、
- ・伊丹市と兵庫県内の他の市で事業を行おうとする場合は「兵庫県知事」、
- ・2以上の都道府県にまたがって事業を行おうとする場合は「厚生労働大臣」となります。

2. 社会福祉法人を設立するまでの流れ

伊丹市内のみで事業を行う場合で、伊丹市長の認可を受け、社会福祉法人を設立するまでの流れは次のようになります。

(1) 事前協議

① 社会福祉事業について

社会福祉事業に係る施設を設立する場合には、その建設に係る補助金等の関係及び施設の認可等を受ける必要があるため、事前に兵庫県健康福祉部の各所管課と事前に協議していただく必要があります。

各事業の兵庫県健康福祉部の所管課は以下のとおりです。

事業内容	所管課
生活保護関係	社会援護課
高齢者福祉関係	高齢社会課
障害福祉関係	障害者支援課
保育所関係、児童福祉・母子寡婦福祉関係	児童課

② 社会福祉法人の設立について

兵庫県での事前協議において、その社会福祉事業を行うこととなった場合には、地域・高年福祉課で、社会福祉法人の設立についての事前協議を行います。

社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的として設立するので、社会福祉事業の計画が固まらずに、とりあえず社会福祉法人の設立のみをするということとはできません。

(2) 社会福祉法人審査会による審査

「伊丹市社会福祉法人審査会」を開催し、社会福祉法人の設立について審査を行います。

(3) 社会福祉法人設立認可申請

審査会において社会福祉法人の設立について適当と認められ、「定款」等が整ったときには、伊丹市長に社会福祉法人設立認可申請書を提出します。

また、社会福祉法人設立認可申請と併せて、兵庫県の各所管課へ社会福祉事業開始の申請又は届出をする必要があります。

詳細については、社会福祉事業の兵庫県の各担当課へお問い合わせください。

(4) 社会福祉法人設立認可

申請により、伊丹市長が社会福祉法人の設立認可についての可否決定を行い、社会福祉法人設立認可可否決定通知書をお渡しします。

(5) 社会福祉法人設立の登記

社会福祉法人設立が認可されたときには、その主たる事務所の所在地において設立の登記をします。

登記をすることにより、社会福祉法人は成立します。